

# 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2015年5月27日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2015年版不公正貿易報告書は、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして広範にわたる指摘を行っている。

WTO事務局長の責任で発出される国際貿易環境に関するレポートの最新版(“Overview of Developments in the International Trading Environment”、2014年11月)によれば、世界各国による輸出入制限や貿易救済といった貿易制限措置の新規件数は、2014年10月時点で前年に引き続き一月当たり約30件と高止まりしている。貿易制限措置のうち一定数は緩和・撤廃されているが、新規導入件数が撤廃数を上回っている結果、残存する貿易制限措置数のストックは2010年から2014年の4年間で464件から1638件と約4倍に増加している。本年、本報告書に記述されているように、鉄鋼などいくつかの分野では、世界的な過剰供給によりアンチ・ダンピング措置などの貿易救済措置の発動が多発する一方、ある国の貿易制限的な措置が、他国の同様の措置を誘発する事態が生じるなど保護主義が拡大しつつあるようにも見える。

WTOが設立されてから本年度で20年を迎えるが、WTOの紛争解決手続(DS)の下での協議件数は約500件にも上っており、多くの案件が措置の改善・撤廃に繋がるなど通商問題の解決の場としてのWTOは有効に機能している。

経済産業省としては、上記の動向を注視しつつ、積極的に個別問題の解決を図っていく。特に当面の優先度が高いと考える事項は以下のとおりである。その詳細は(参考)に記載している。

## (1) WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

下記案件については、二国間協議やWTO通常委員会、EPAのビジネス環境整備小委員会等を通じて問題解決を図りつつ、WTO紛争解決手続の活用の可能性を検討していく。

### ○中国

- ・ アンチ・ダンピング(AD)措置の不適切な制度・運用の是正
- ・ 銀行業IT機器セキュリティ規制の是正【新規掲載】

### ○インドネシア

- ・ 鉱物資源(ニッケル等)輸出制限措置の是正
- ・ 新産業法・新通商法及び関連規制(ローカルコンテンツ要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む)のWTO整合的な実施の確保

### ○米国

- ・ サンセット・レビュー(AD措置の継続に係る期末審査)手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃

### ○ロシア

- ・ 混合税(従価税と従量税の組合せ)課税等による関税の譲許率違反の是正

○ブラジル

- ・ 工業品税その他各種税制の内外差別的な制度・運用の是正

**(2) 既にWTO紛争解決手続を開始したもの**

下記案件については、我が国が WTO 紛争解決手続に付託しており、同手続を通じて措置の撤廃・是正を求めている。

○中 国

- ・ 日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 課税措置の是正

○ウクライナ

- ・ 乗用車に対するセーフガード措置の是正

**(3) WTO勧告の早期履行を求めているもの**

下記案件については、我が国等が WTO 紛争解決手続に付託した結果、措置の WTO 協定整合性の確保を求める WTO 勧告が採択されているところ、勧告の早期かつ完全な履行や WTO 勧告の趣旨に則った適切な対応を求めている。

○中 国

- ・ 原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正

○米 国

- ・ ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）の確実な廃止  
（注）中国及び韓国のケースへの第三国参加しているほか、日本製品に対するターゲット・ダンピング決定の有無及び協定整合性を注視。
- ・ バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止
- ・ WTO 協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）

○アルゼンチン

- ・ 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

※ 昨年、「既に WTO 紛争解決手続を開始したもの」として掲載していた、中国の「原材料（レアアース等）輸出制限措置の是正」については、2014 年 8 月 7 日、WTO 上級委員会によって WTO 協定違反であることが確定しており、2015 年 1 月 1 日に輸出数量制限、同年 5 月 1 日に輸出税が撤廃された。今後は中国の輸出規制の運用の状況を注視し、必要に応じて WTO 協定に整合的な運用を働きかけていく。

※ 昨年、「既に WTO 紛争解決手続を開始したもの」として掲載していた、アルゼンチンの「幅広い品目に対する輸入制限措置の是正」については、2015 年 1 月 15 日、WTO 上級委員会によって WTO 協定違反であることが確定しており、今後は米国・EU とともに勧告の早期履行を求めている。

- ※ 昨年、「WTO 勧告の早期履行を求めていくもの」として掲載していた、カナダの「オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃」については、2014年7月24日、オンタリオ州で改正電力法が成立し、新規契約についてローカルコンテンツ要求を行ってはならないとするエネルギー大臣指示が発出されたことにより、基本的に履行が確保された。

## (参考) 2015年「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の動き

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要は以下のとおり。

### <中国>

#### アンチ・ダンピング措置の不適切な制度・運用の是正

中国は、1995年以降、2014年12月末までに84件のアンチ・ダンピング（AD）調査を開始しているが、その調査対象製品のほとんどが素材型産業、特に化学品、鉄鋼製品で占められており、特定業種によるADの活用が浮き彫りになっている。

WTO加盟前も含めた中国によるAD調査のうち、我が国産品が対象に含まれる案件は2015年3月末までに39件であり、うち30件についてクロの最終決定が出されてAD措置が発動され、そのうち18件については現在もAD課税が継続している。

中国の措置については、調査手続の透明性が低い、損害・因果関係の認定が恣意的であるなど、AD協定に整合的でない点が見られる。我が国は、これまで中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

これまで我が国が指摘した問題点のうち、例えば、AD調査開始の際に被調査企業に調査開始通知が行われるようになったことや、個別ケースにおいて調査上の問題点を改善するなど、一定の成果も見られている。しかしながら、中国のAD調査には、AD協定及び各国の調査当局における一般的なプラクティスに照らして問題点も多く、引き続き改善を求めていく必要がある。

なお、中国のAD調査手続については、米国及びEUも懸念を有している。我が国、米国及びEUは、自国製品に対する中国のAD措置をそれぞれWTO紛争解決手続に付託し、かつ、他国の案件では第三国として互いの主張を支持する意見書を提出するなどして協力して取組を進めている。

#### **【参考】中国のAD措置に関するWTO紛争解決手続案件**

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
日本	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS454	2013年5月にパネルが設置され、2015年2月に公表されたパネル報告書は、損害・因果関係の認定や手続について中国の違反を認定。
米国	電磁鋼板	DS414	2012年11月、米国の請求を認めるパネル・上級委員会報告書が紛争解決機関（DSB）で採択されたものの、2013年7月に中国が再決定を行い、AD課税措置を維持。現在、履行確認パネルの審理が終了し、報告書の公表待ち。
	鶏肉	DS427	2013年9月、米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国から履行完了の通知がなされたものの、米国から履行が不十分であるとの反論があった。
	自動車	DS440	2012年10月にパネルが設置され、2014年1月に米国

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
			の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国は、パネル審理中の2013年12月にAD課税措置を撤廃。
EU	X線セキュリティ機器	DS425	2013年4月、EUの請求を認めるパネル報告書がDSBで採択され、2014年2月に中国がAD課税措置を撤廃。
	高性能ステンレス継目無鋼管	DS460	2013年8月にパネルが設置され、2015年2月にパネル報告書が公表。上記日本案件と共通する論点のほか、ダンピング及びダンピング・マージンの認定についても中国の違反を認定。

### **日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正**

中国商務部は、2011年9月8日に日本産高性能ステンレス継目無鋼管（石炭火力発電所のボイラ等に使用される高付加価値特殊鋼）についてAD調査を開始した。我が国は、2012年5月12日に経済産業大臣が中国商務部長に対して日本製品の対象除外を要請するなど、様々な機会をとらえて中国側に働きかけを行ったが、2012年11月8日、中国商務部は、日本製品に対してAD課税を賦課する旨を最終決定した。

本件AD課税措置は、損害認定の誤り、因果関係認定の誤り及び調査手続の瑕疵等の点でAD協定に違反する疑いがあることから、同年12月、我が国は、中国に対してWTO協定に基づく協議要請を行い、2013年4月、パネルの設置を要請した。2015年2月にパネル報告書が公表され、パネルは、中国のAD措置は損害・因果関係の認定、重要事実の開示その他手続について瑕疵があり、AD協定に違反すると判断した。他方、損害・因果関係の認定に関する一部の日本の主張は認められなかった。2015年5月20日、いくつかの論点について日本は上訴を行った。

我が国としては、中国に対し、本件AD措置の撤廃を求めていく。

### **銀行業IT機器セキュリティ規制の是正**

2014年9月3日、中国政府は、「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」（以下「指導的意見」という）を公表、同年12月26日、指導的意見を受けたガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ公開した。また、2015年2月12日、当該ガイドラインの補足説明を公表した。これら指導的意見やガイドライン等を通じて、最終的に、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することが目標とされている。

未公表のガイドラインを含むこれらの規制が今後どのように実施、運用されていくかを注視する必要があるが、仮に中国国内の知的所有権（中国民間人等が所有）に基づく基幹技術を用いた製品を使用することや、中国独自基準による評価・認証が義務付けられている場合には、WTO協定に整合しない可能性がある。このため、中国の本規制策定の動きを受けて、我が国は、2015年3月13日、中国政府へ我が国の懸念を申し入れ、同年3月のTBT委員会において、米国、EU及びカナダと共同で本件に対する懸念を表明した。引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議やTBT委員会を

含む各種委員会の場合等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

### **原材料（レアアース等）輸出規制措置の是正**

中国は1999年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンの輸出数量制限を順次導入するとともに、2006年以降輸出税を賦課している。中国は、2006年以降、輸出割当数量を年々削減し、特に2010年下半期の輸出割当を大幅に削減し、市場に混乱をもたらした。

こうした事態を受け、我が国は、米国及びEUとともに、2012年3月、中国による輸出規制措置（輸出数量制限、輸出税の賦課、貿易権の制限）は、WTO協定に違反するものとして、WTO協定に基づく協議要請を行い、同年5月にパネルの設置を要請した。2014年3月、中国のレアアース、タングステン及びモリブデンに対する輸出規制措置は、GATT第11条「数量制限の一般的廃止」及び中国のWTO加盟議定書等に違反するものとして我が国、米国及びEUの主張を全面的に認めるパネル報告書が公表された。同年4月、中国はパネル報告書の内容を不服として上級委員会に上訴したが、同年8月、我が国、米国及びEUの主張を全面的に認める上級委員会報告書が公表され、中国の輸出制限措置はWTO協定に整合しないとの判断が確定した。

その後、我が国、米国及びEUは、履行期間を2015年5月2日までとすることで中国と合意した。中国は、2015年1月1日をもって輸出数量制限を撤廃しており、また、輸出税の賦課についても、5月1日から撤廃すると公表している。我が国としては、引き続き米国及びEUと協調しながら、中国の履行状況を注視していく。

### **<インドネシア>**

#### **鉱物資源（ニッケル等）輸出規制の是正**

インドネシアは、改正鉱業法（2008年12月16日国会承認可決、2009年1月12日に大統領の署名を経て公布・施行）及び同法の運用に関する各種政令及び大臣令により、2014年1月より銅やニッケル等の鉱物資源に国内での高付加価値化義務を課し、未精練鉱石の輸出を禁止した。銅精鉱については、輸出禁止は3年以内に実施とされ、当面の措置として輸出税及び輸出許可制が導入された（なお、2014年7月には製錬所建設等を条件とした輸出税の減免を定めた大臣令が制定されている）。インドネシアは、その他にも一定の鉱物資源について国内供給優先義務を課している。

我が国は、特に高付加価値化義務及び未精練鉱石の輸出禁止について、2011年以降、インドネシア政府に対して、WTO物品理事会、貿易に関する投資措置（TRIMs）委員会等のWTOの各委員会等の場において、米国やEUと連携して継続的に措置の是正を求めている。また、我が国とインドネシアの二国間でも、インドネシアの新政権発足（2014年10月）以降も含めて、累次にわたる事務レベルの働きかけに加えて、同年11月の外相会談、2014年11月、2015年3月の首脳会談の機会にハイレベルの働きかけを継続的に実施し、当該規制の再考を要請しているものの、インドネシア側から前向きな回答は得られていない。

我が国としては、これらの措置について早急な是正がなされるよう、二国間協議やWTOの枠組みを活用し、インドネシアに強く是正・改善を求めていく。インドネシア新鉱業法に見られる資源ナショナリズム的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念される（2014年7月、フィリピンでは上下院に未加工鉱石の輸出を禁止する法案が提出された）。

## **新産業法・新通商法及び関連規制（ローカルコンテンツ要求を定めるフランチャイズ規制・小売業規制を含む）のWTO整合的な実施の確保**

インドネシアは、新産業法及び新通商法を 2013 年末から 2014 年初めにかけて続けて制定した。

このうち新産業法（2013 年 12 月国会承認可決）は、効率的な資源利用、産業構造強化等を目的とし、国家産業政策、産業資源の開発、産業振興策等について規定する法律である。具体的な規律としては、天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置、国内産品の使用義務付け、国内産業に対する資金援助の実施等がある。

次に、新通商法（2014 年 2 月国会承認可決）は、各種通商関連規制を包括的に規律する法律であり、政府の貿易関連権限が強化されている。産業法と同様の国内産品使用義務付け、国家規格の義務付け、労働者の適格性基準等に関する規定がある。その他にも、ラベリング規制、輸出入一般に対するライセンス制度、（天然資源に限定されない）輸出入の禁止・制限、一定の物品の量や価格の統制、国際貿易協定の見直し等が規定されている。

新産業法・新通商法ともに、WTO 協定との整合性について疑義のある条文が見受けられる。両法律はほぼ全ての条文において詳細は細則に委ねられており、細則によって具体的に実施される措置の内容次第で、我が国に対する影響度も WTO 整合性の有無も異なるため、今後の細則の制定状況に注意していく必要がある（なお、各法は施行後 2 年以内に細則を制定する旨を定めており、インドネシア政府によれば、2015 年 3 月現在、6 本の政令の制定作業中である）。

国内産品の使用義務付け（ローカルコンテンツ要求）を含む新たな具体的規制としては、①フランチャイザー及びフランチャイジーに対して、原材料、事業設備の利用及び商品の販売において 80%以上の国産の物品・役務を用いる義務を定めるフランチャイズ規制（2012 年商業大臣令 53 号（2012 年 8 月公布））及び②ショッピングセンター及びモダンストアに対して、取扱物品の数量・種類の 80%以上を国産品とすべき義務を定める小売業規制（2013 年商業大臣令 70 号（2013 年 12 月公布、2014 年 6 月施行））が挙げられる。

我が国は、二国間協議に加えて、2014 年 4 月以降の WTO 物品理事会や TRIMs 委員会において、米国や EU と連携して、新産業法・新通商法、フランチャイズ規制・小売業規制等について、累次にわたり懸念を表明している。今後とも、ラベリング規制、中古品の輸入禁止等に拡散しつつあるインドネシアの貿易制限的な法規制に留意しつつ、WTO 整合的な制度・実施の確保を求めていく。

## **<米 国>**

### **サンセット・レビュー（AD措置の継続に係る期末審査）手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃**

AD 協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD 課税は原則 5 年間で失効（サンセット）するが、米国の運用実態は国内企業からのレビュー申請がある限り原則継続の判断となっている。

現在、米国は日本製品に対して 14 件の AD 措置を課しているが、最長の措置は 35 年以上継続しており、4 つの措置については 20 年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる

結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD 措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和对話や累次の WTO・AD 委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。

引き続き、我が国は、国内産業の要請さえあれば AD 措置を安易に延長するという米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日 AD 措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

### **ゼロイング（AD税の不適切な計算方式）の確実な廃止（ターゲット・ダンピングの濫用の是正を含む）**

米国は、AD 手続において、ダンピング・マージン計算の際に、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデル又は個別取引ごとの価格差を「ゼロ」とみなし、安値輸出のみで計算し、産品全体のダンピング・マージンを人為的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004 年 11 月に WTO 協定に基づく協議要請、2005 年 2 月にパネル設置要請を行い、2007 年 1 月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングの WTO 協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012 年 2 月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD 協定第 2.4.2 条後段のいわゆるターゲット・ダンピングの規定においては、ゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき本規定を積極的に適用しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対する AD 措置を WTO 紛争解決手続に付託している（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機 AD (DS464) 及び米国 - 中国製品 AD (DS471)）。我が国は、これらの案件に第三国として参加しているほか、引き続き日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。

### **バード修正条項に基づく通関済物品からのAD課税及び相殺関税収入の米企業向け分配の停止**

米国のいわゆるバード修正条項（1930 年関税法修正条項）は、AD 措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月に上級委員会が WTO 協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過したため、2004 年 11 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受けた。

2006 年 2 月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007 年 10 月 1 日までに通関した産品に係る税の分配が定められ



ていた。したがって、バード修正条項の廃止後も、分配が継続される限りは、WTO 協定違反の状態が継続することとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は、2006 年以降も毎年、前年度の分配額に対応してベアリング等の品目に対する対抗措置（追加関税の賦課）を行っている。

なお、2013 年の我が国関連品目の分配額は約 25 万円と僅少であり、また、2005 年対抗措置発動時に策定した対抗措置品目選定基準を満たす品目が存在しなかったことから、2014 年 9 月以降、対抗措置は延長せず、その権利は留保することとし、その旨の WTO 通報を行った。今後とも、直近年の米国による分配額を踏まえ、対抗措置内容の検討を行う。

我が国は、DSB 会合の場等において経過規定に基づく分配の停止を求めており、今後も引き続き、他の共同申立国・地域と連携しつつ、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう働きかけていく。

### **WTO協定違反とされた関税法の早期改正（熱延鋼板）**

米国が 1999 年 6 月に決定した日本製熱延鋼板に対する AD 措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等が WTO 協定違反であるとの判断が示され、2001 年 8 月に違反が確定し、是正勧告（米国 AD 法である関税法の改正等）がなされた。

米国は、当初の履行期限（2002年11月）までに、関税法の改正等について履行を完了できず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。我が国からの再三の履行要請にもかかわらず、米国が勧告を完全履行することはなく、これまでWTO・DSB会合や日米経済調和対話等において我が国から累次の要請を行ってきた。

2011年6月、本件AD措置自体は廃止されたが、未だWTO勧告の完全な履行は行われていなかったため、2014年12月の対米WTO貿易政策審査（TPRM）で算出方法を規定する国内法の改正見通しについて書面で質問を行ったところ、米国政府から米国議会と共に協力して適切な措置を行う旨の回答を得ているが、未だ改正は行われていない。

WTO紛争解決制度の信頼性を損なわないためにも、引き続き、米国が勧告内容に沿って関税法の改正を早期に行うよう働きかけていく。

## **<ロシア>**

### **混合税（従価税と従量税の組合せ）課税等による関税の譲許率違反**

ロシアは 2012 年 8 月に WTO に加盟し、GATT 第 2 条により、譲許税率を超える関税を課さない義務を負っている。しかし、一部品目については、従価税で譲許している一方で実行税率を従価税と従量税との組み合わせ（混合税）で課しており、従価税換算すると譲許税率を超えるなどの事例があり、特定の品目で日系現地法人に多額の過払いが発生していた。

我が国は、WTO 物品理事会のほか、2013 年 4 月の日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起し、同年 8 月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、即時の措置是正を求めた。同年 9 月及び 10 月、及び 2014 年 9 月に行われた実行税率の引下げにより、被害額は緩和されたものの、依然として一部譲許税率違反が残っていたことから、EU が 2015 年 2 月にパネル設置を要請、同年 3 月にパネルが設置された。我が国としては、今後、パネル手続に第三国参加し、是正を求めていく。

## ＜ブラジル＞

### **工業品税その他各種税制の内外差別的な制度・運用の是正**

ブラジル政府は、2011年9月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税（IPI）を30%追加的に賦課することを発表した（2012年12月までの暫定措置）。ただし、ブラジル、メルコスール又はメキシコ産の一定の要件を満たす自動車については、その製造者が①メルコスール域内の現地調達比率が65%以上であること、②ブラジル国内で組立て、プレスなど11ある自動車生産工程のうち6工程以上を実施していること、③売上（企業全体の税引後粗収入）の0.5%以上を研究開発に投資していること、という3つの要件を満たして「認可企業」となることにより、追加のIPIが免除されるとされていた。

このような免除規定を含む本制度の実施が、ブラジル国内に生産設備を持たないメーカーに対して、ブラジル国内市場における価格競争力の観点から悪影響を及ぼすことが懸念されたことから、我が国は、2011年10月のWTO市場アクセス委員会及び物品理事会において、米国、EU、韓国等と連携して懸念を表明した。

しかし、2012年10月には、ブラジル政府は、2013年より2017年までの5年間、自動車に対するIPIの30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、IPIを減免可能とする新たな自動車政策（イノバール・アウト）を発表した。また、自動車分野に加えて、ブラジル政府は、2012年10月、通信ネットワーク機器など幅広い分野に対してローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、通信ネットワーク機器セクターに研究開発投資を行った企業に対し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、部品の国内調達等を条件に、IPIを含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている。さらに、2014年8月、ブラジル政府は、自動車部品メーカーに対し自動車部品の原産地に関する報告を義務付けるとともに、二次部品のローカルコンテンツ率に応じてIPIクレジットを減額する措置を採択するなど、自動車部品に対するローカルコンテンツ・ルールの厳格運用を進めている。

この新政策について、我が国は2012年5月及び11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO協定への抵触の可能性を指摘した。2014年9月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、我が国より懸念を表明するとともに情報提供等を要請した。また、WTO物品理事会及びTRIMs委員会において、累次にわたり、米国、EU等とともに懸念を表明してきた。2013年12月には、EUがブラジルに対してWTO協定に基づく協議を要請し、2014年12月にパネルが設置され、我が国は第三国参加を行った。

我が国としては、本件の動向を注視しつつ、引き続き二国間協議やWTO等の様々な枠組みを活用し、当該制度がWTO協定に整合的に設計・運用されるよう働きかけていく。

## ＜ウクライナ＞

### **乗用車に対するセーフガード措置の是正**

2011年7月、ウクライナ経済発展・貿易省は、同月2日付ウクライナ省庁間国際貿易委員会の決定に従い、2008年から2010年を調査対象期間とした輸入乗用車に対するセーフガード調査を開始した。我が国は、公聴会への参加、二国間協議の実施、ウク

ライナ経済発展・貿易大臣宛書簡等を通じ、本件セーフガード措置に関する懸念を表明しつつ、措置の発動を控えるよう要請を行っていた。

2013年3月14日、ウクライナ政府は「30日後から3年間、排気量1000cc～1500ccの輸入乗用車に対して6.46%、排気量1500cc～2200ccの輸入乗用車に対して12.95%の追加関税を課す」旨のセーフガード発動決定を公表し、同年4月14日から実際に課税が開始された。これを受け、2013年6月の経済産業副大臣とウクライナ環境・天然資源大臣との会談、8月の外務大臣とウクライナ外務大臣との会談において、それぞれ本措置の撤回を要請するなどハイレベルでの申入れを行った。2013年3月及び7月のWTO物品理事会、同年4月及び10月のセーフガード委員会においても、我が国はEU及び他の加盟国と連携し、セーフガード発動の決定を速やかに撤回するよう要請するとともに、現地大使館を通じての申入れを行うなど、累次にわたりウクライナに対して本措置の速やかな撤回を働きかけてきた。

こうした累次の働きかけにもかかわらず、ウクライナによる本措置の撤回に向けた動きが見られないため、2013年10月、我が国はウクライナに対してWTO協定に基づく協議要請を行い、同年11月及び2014年1月にウクライナとの二国間協議を行った。しかし、二国間協議では満足いく解決策が得られなかったことから、同年2月、パネル設置要請を行い、同年3月にパネルが設置され、現在パネル審理中である。

## ＜アルゼンチン＞

### 幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

アルゼンチンは、2008年以降、幅広い品目に対して一連の輸入制限措置を導入している。2008年11月には、約400品目について非自動輸入ライセンス制度を導入し、2011年2月には、対象品目を約600品目に拡大した。加えて、輸入事業者に対する輸出入均衡要求（例えば、1ドルの輸入を行う条件として、1ドルの輸出を求める措置）を実施している。さらに、2012年2月には、追加的な輸入許可制度として事前輸入宣誓供述制度を導入し、輸入者はあらゆる輸入品について事前に歳入庁に申請を行うことが必要となった。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT第11条「数量制限の一般的廃止」等に違反するものとして、我が国は、これらの輸入制限措置に関し、WTO輸入ライセンス委員会や物品理事会において、米国、EU等と共同して累次にわたり懸念を表明するとともに、現地大使館等を通じて申入れを継続してきたが、アルゼンチン側から何ら改善の道筋が示されなかった。このため、2012年8月、米国及びメキシコと共にWTO協定に基づく協議要請を行い、同年12月、米国及びEUと共にパネル設置を要請した。2014年8月に公表されたパネル報告書は、我が国の主張を全面的に認め、事前輸入宣誓供述制度と輸出入均衡要求（非自動輸入ライセンス制度はパネル設置直前の2013年1月25日に撤廃されたため、パネルの審理対象から除外されている）は、GATT第11条「数量制限の一般的廃止」に整合しないという判断を示した。アルゼンチンは2014年9月、上級委員会に上訴したが、2015年1月、上級委員会はパネルの判断を維持し、我が国、米国及びEUの主張を全面的に認める報告書を公表した。今後、アルゼンチンは一定の履行期間内にDSB勧告に基づき是正措置を履行する必要がある。

我が国は、引き続き米国及びEUと協調しながら、アルゼンチンがDSB勧告に基づき本件措置をWTO協定に整合的に是正するよう働きかけていく。

なお、昨年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項のうち、基本的に履行が確保された案件の概要は以下のとおり。

### <カナダ>

#### オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の電力固定価格買取制度に係るローカルコンテンツ義務の撤廃

カナダ・オンタリオ州の再生可能エネルギー関連の固定価格買取制度が義務付けているローカルコンテンツ要求について、我が国は2011年6月にパネル設置要請を行った。2013年5月、日本の主張を概ね認めるWTO上級委員会報告書が公表され、我が国とカナダは、履行期限を2014年3月24日とすることに合意した。オンタリオ州議会にてローカルコンテンツ要求を規定する電力法の条文の削除に関する審議が行われていたことから、我が国とカナダは履行期限の延長に同意したが、法案の審議が終了する前に同州議会が解散され、当該法案は同年5月2日に廃案となった。その後、同法案が再びオンタリオ州議会へ提出され、同年7月24日に州議会で改正電力法が成立、同25日に新たなエネルギー大臣指示が発出され、同日以降締結されるFIT（固定価格買取制度）プログラムの新規契約について、ローカルコンテンツ要求を行ってはならないとされたことから、基本的にWTO勧告は履行された。

以 上